

人事労務レポート

★★ 今回のテーマ ★★

労災保険の特別加入制度

<事業主の労災加入>

発行元：社会保険労務士 山口事務所

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-26-5

金子ビル4F

TEL：03-5775-0762 FAX：03-5775-0763

E-mail：h-yamaguchi@ys-office.co.jp

URL：http://www.ys-office.co.jp

労働者の業務災害や通勤災害の保護を目的とした公的保険に労災保険があります。労災保険は事業主等役員を除く従業員だけしか加入できないと思われていますが、一定の要件を満たすと事業主等でも加入できる特別加入制度があります。今回は労災保険の特別加入制度をテーマに取り上げ、制度の内容について解説します。

1. 労災保険特別加入制度とは？

労災保険は本来、労働者の負傷、疾病、障害または死亡に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外の方のうち、その業務の実状、災害の発生状況等からみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の方に対して特別に任意加入を認めているのが特別加入制度です。特別加入の対象者には、中小事業主、一人親方、特定作業従事者、海外派遣者の4種類があります。

2. 特別加入の種類と要件

(1) 中小事業主

以下の表に定める数以下の労働者を使用する事業主及び家族従事者、役員が加入対象になります。

業種	労働者数
金融、保険、不動産、小売業	50人
サービス、卸売業	100人
上記以外の業種	300人

【主な要件】

- ① 労災保険に加入済みであること(従業員分)
- ② 労働保険事務を労働保険事務組合に委託すること
* 事務組合へは当方を通じて加入することができます。

(2) 一人親方等の自営業者

労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする一人親方その他の自営業者及びその事業に従事する方のうち、以下の種類の事業を行う方が特別加入できます。

- ・自動車を使用して行う旅客または運送の事業(個人タクシーや個人貨物運送業者等)
- ・建設の事業(大工、左官、とび等)、林業の事業
- ・漁船による水産動植物採捕の事業
- ・医薬品の配置販売の事業
- ・再生利用目的の廃棄物の収集、運搬、解体等の事業

【主な要件】

〇〇建設組合等、一人親方等の団体に加入すること。

(3) 特定作業従事者

重度の障害を生ずる危険性の高い作業等に従事している次の方が対象となります。

- ・特定農作業従事者、指定農業機械作業従事者
- ・国、地方公共団体の実施する訓練従事者
- ・家内労働者及びその補助者
- ・労働組合等の常勤役員

・介護作業従事者

【主な要件】

特定作業従事者の団体に加入すること。

(4) 海外派遣者

海外派遣者とは、日本国内で行われる事業から派遣されて、海外支店、工場、現地法人、海外関連会社等に所属し、海外で行われる事業に従事する労働者が加入対象となります。なお、海外派遣ではなく、「海外出張」の場合は特別加入の手続きは不要で、所属する日本の事業場の労災保険が適用となります。

■ 海外出張とは：所属は国内の事業場のままで、商談、技術・仕様の打合せ、市場調査、現地での突発的なトラブル対処等、一時的に海外に出張する方を指します。

【主な要件】

派遣元の事業主が派遣前に所轄の労働基準監督署に申請書を提出します。

3. 給付内容

賞与分の給付金不支給や一人親方の通勤災害の補償制限等を除き、療養・休業・障害・遺族給付等、原則として労働者と同様の保険給付がなされます。なお、特別加入の場合、補償金額の算出基準となる給付基礎日額を3,500円～20,000円の間で申請時に設定し、その金額に応じた給付がなされます(労働者の場合は平均賃金)。

4. 保険料試算(中小事業主)

(例) 小売業の事業主が給付基礎日額10,000円で特別加入した場合の保険料負担(平成21年11月現在)

$10,000 \times 365(1 \text{年間}) = 3,650,000 \text{円}$

$3,650,000 \times 4/1000 = 14,600 \text{円}$

特別加入保険料：年額14,600円(月換算約1,216円)

労働保険事務組合に未加入の場合は上記保険料に加え、事務組合に支払う組合費の負担があります。

保険料、給付内容等メリットの大きい制度と思います。ご興味のある方は山口事務所までお問い合わせください。

— 今月の主な労務・税務関連手続き —

- ・年末調整書類の回収
- ・賞与支払届の提出

● コラム ●

今年も早いもので残り1ヶ月になりました。12月は忘年会続きという方も多いかと思えます。今回テーマに取り上げた労災保険の対象となる業務災害は業務中または業務起因性が強い中で発生したものに限られます。忘年会については、打合せを兼ねていたり、強制参加であったりと業務との関連性が強い場合を除いては原則業務災害の対象とはなりません。飲みすぎで階段を踏み外したりしないよう気をつけましょう。(山口)